

八尾春雄議員は、6月16日一般質問で、1)紙の健康保険被保険者証発行について 2)学校給食費の無償化について 3)狭隘道路の拡幅対策について 4)町職員の大字・自治会担当制について、の4点を取り上げた。

紙の健康保険被保険者証については、9月議会最終日に「現行の健康保険証の継続を求める意見書案」を提案し、賛成5反対8で採択には至らなかったが、任意であるはずのマイナンバーカードを事実上強制する仕組みには賛成者の中にも違和感があるとのことである。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番の八尾春雄でございます。のどが渇くとせきが出るという後遺症ではないかと思う事例が続いているものですから、調子がよければ取りますけど、すみません、こんな状態でお願いしたいと思います。

今回は、4点質問をいたします。

1番、紙の健康保険被保険者証発行について。

全国的に77%の取得率に到達したマイナンバーカードは、ここへ来て制度の根幹に関わる障害を抱え、いまだ解決の見通しが示されない。5月30日、全員協議会においても、町内で不具合が1件発生したとのことである。

(1)今後どのような不具合が生ずるのか不明で、多くのカード取得者は不安な状態に置かれている。医療機関に向いて、保健医療が受けられない事態となれば大変だ。町はこれまでと同様に紙の被保険者証申請手続きが不要で、かつ無料を発行してはどうか。

(2)マイナンバーカード取得者が資格確認書で治療を受けることは可能か。国会答弁では可能と厚生労働省が答弁しているとのことでございます。

大きな2番目です。

学校給食費の無償化について。

広陵町議会は、昨年12月議会で、学校給食費の無償化を求める意見書を全会一致で採択し、政府と国会に送っている。この時点で76自治体と確認した無償化実施自治体は、現在254自治体と急激に拡大しており、従来は山間の小規模自治体から、最近では中核市を含む都市部にも拡大していることが特徴となっている。

(1)広陵町議会は、同時に学校給食費徴収条例の一部を改正することについてに対する附帯決議を採択した。無償化に向けてどのような努力をしたのか。半年間の取組と今後の見通しを明らかにしてもらいたい。

(2)広陵町議会はさらに、本年5月1日に電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に関する要望として、小中学校給食費の補助を行うことを求めている。5月30日の全員協議会では、小学校給食費改定分毎月400円を令和6年3月まで、町負担とすることがその内容であると答弁があったが、昨年12月議会採決時点で、そのことは既に明らかになっていたことであり、新たな施策とは到底言えない。新たな補助策を立案するなど、説明を求める。

大きな3番目でございます。

狭隘道路の拡幅対策について。

5月23日都市計画審議会で決定した広陵町都市計画マスタープランでは、狭隘道路の拡幅問題が一つの焦点になった。緊急自動車の通行や障がい者、介護保険施設などへの送迎のため、道路幅員の拡張は必要な課題となっている。幅員1.8メートル未満の道路は、見た目は道路であっても、建築

基準法に定める道路ではないため、建替え時のセットバック（道路の中心線から2メートルバックする）規程は対象外とされている。幅員が狭くて、少しでも広げてほしいのに、最も狭い道路はこのことにより拡幅の法的根拠がないことになる。

（１）法的義務があり、セットバックにしている事例は町内で何件あり、その面積は町内でいかにほどか。

（２）上記の場合、町は土地所有者に所有権を移転させることなしに、所定の固定資産税を課税している。説明では、移転登記費用が膨大になるとしている。では、法的義務がなくても、セットバックを受け入れている場合、及び法的義務があり、セットバックしている場合には、固定資産税を課税しないことにしてはどうか。

大きな4番目でございます。

町職員の大字・自治会担当制について。

自治基本条例制定過程で、自治会加入をためらう住民がいると発言した審議員に対して、中川会長が自治会・大字は法的に加入が強制される団体ではないので、放っておくと問題発言したことは、これまで既に何回か明らかにしており、担当部局でも共通認識になっているようである。今般、この問題意識がどの程度のものか。自治会・大字担当者、役場職員が作成した復命書を情報公開で入手し、さらに深刻な事態に胸を痛めている。

（１）多くの自治会で加入の意義を見出せない。役員になったら負担が大変などの認識で、入会しない人が増加しているという。町は自治会・大字の実態を個別に系統的に把握しているのか。

（２）会費の改定で負担額が急増したり、いわゆる区入りの際の臨時負担を求めたり、特定宗教への肩入れで信仰を持たない人や、他宗派の人が関わりにくい事情があれば、具体的に援助・助言して、問題発生を抑制する努力をしているのか。町の担当者は実情をどこまで把握し、どこまで関わっているのか。

（３）町の行事では、例えば体育祭は、刈り取り時期にちょうど重なり意見が出ていたが、最近は何の参加に改めるなど改善が見られた。同様のことが他の町の行事でも起きていないのかどうか考えてみる必要があるのではないか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山村美咲子君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の紙の健康保険被保険者証発行についてでございます。

一つ目の、今後どのような不具合が生ずるのか、多くのカード取得者は不安な状態であり、医療機関で保険医療が受けられない事態とならないためにも、これまでと同様の紙の被保険者証を発行してはどうかとの御提案にお答えいたします。

国におきましては、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、カードと一体化したマイナ保険証に切り替えることを決定し、6月2日の国会で法律改正がなされ、成立しております。

発行済みの健康保険証につきましては、健康保険証の廃止後、1年間先に有効期間が到来する場合は、有効期間まで有効とする。経過措置を設けることと伺っており、国の方針に従い、それ以降での健康保険証の発行は予定しておりません。

二つ目のマイナンバーカードの取得者が、資格確認書の発行を依頼して治療を受けることは可能かとの御質問にお答えいたします。

資格確認書の発行につきましては、例えばマイナンバーカードをなくした場合や、ベビーシッターが家族の代わりに薬を受け取りに行くケースが想定されており、発行を希望される場合は、発行させ

ていただく予定としております。

2番目は教育長がお答えをいたします。

3番目の狹隘道路の拡幅対策についてでございます。

狹隘道路の拡幅対策についての一つ目の建築基準法の規定により、道路中心線から2メートルのセットバックがなされた件数と、その面積についての御質問にお答えいたします。

建築基準法第43条におきまして、都市計画区域内の土地で建築物を建てる場合、その敷地は建築基準法に定められた道路に2メートル以上接していなければならないと規定されております。

道路の定義は、同法第42条第1項で定めており、幅員は原則として4メートル以上とされております。しかしながら、同条第2項において、建築基準法の規定が適用された時点で、現に建築物が建ち並んでいる幅員4メートル未満の道路で特定行政庁の指定したものは、同条第1項に規定する道路とみなし、その中心線から水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなすとされております。通称2項道路と呼ばれており、本庁の特定行政庁である奈良県知事の告示により、幅員4メートル未満で1.8メートル以上とされております。2項道路へ接する敷地は、全て道路中心線から2メートルのセットバックが必要となります。この2項道路の規定により、セットバックしている件数と面積につきましては、特定行政庁として統計的なデータ整理は行っていないとのことでございますので、不明でございます。

二つ目の2項道路の規定により、セットバックいただいた土地の固定資産税についての御提案にお答えいたします。

道路後退部分について、町は土地所有者に所有権を移転させることなしに、所定の固定資産税を課しているとして問題提起をいただいておりますが、建築基準法上は、道路後退部分の土地につきましては、土地所有者に分筆の義務はなく、道路としての整備義務もないため、草が生えないように砕石を敷いたり、コンクリート張りされているケースが多く花壇として花が植えられているケースもございます。

町は個人・法人等から私道の寄附を受ける場合には、所有者に町の道路基準に合った道路整備、排水設備の設置をしていただいた上で、道路部分を分筆登記して寄附をいただくこととしております。

2項道路につきましても、同様の扱いとしておりますが、町への道路としての寄附はほとんど行われておりません。

また、1.8メートル未満の道路は奈良県告示の要件を満たさないため、2項道路には指定されませんので、建築敷地に接していても、セットバックの義務は生じません。このような2項道路以外の法的義務のない道路を積極的にセットバックされた場合も含めまして、道路となった部分につきましては、固定資産税を課税しないことにしてはどうかとの御提案でございます。

個人が所有する私道につきましては、現況が道路の形状であることのみをもって直ちに非課税とすることはできませんが、例えば所有者が利用上の制約を設けず、町道と一体となって道路として使用されるなど、公共の用に供する道路と認められる場合には、固定資産税を課さないことが妥当と判断することができます。この場合、道路部分の分筆は必要とせず、現地測量を基に、課税上の分筆をして、道路部分の固定資産税を非課税とすることができるものと考えます。

現に土地所有者から利用を制限しない、公共の用に供する道路である旨の申出を受けて、非課税としている事例もございますので、活用されるよう周知を図り、防災100年計画を含め、地権者の皆様の協力により、狹隘道路の拡幅が進むよう取り組んでまいります。

4番目の町職員の大字・自治会担当制についての御質問でございます。

一つ目の区・自治会の実態を個別系統的に把握しているのかとの御質問にお答えいたします。

各区・自治会の加入につきましては、区長・自治会長の方々に加入率を毎年伺っており、令和4年

9月に調査した最新の町全体の加入率は、89.43%となっております。

御質問にもございますように、区・自治会の中には、加入をされない方や役員の担い手不足などの状況があるとの声を聞かせていただいている地域もございます。

これらの地域別の個別要因につきましては、現在担当課及び地域担当職員が地域の実情についてヒアリングを続けているところでございます。

なお、そのヒアリング結果につきましては、テーマ別に分析した上で、各区長・自治会長や地域の役員にフィードバックを行っているところでございます。

二つ目の会費、会計等の御質問のうち、宗教に関わる内容につきましては、区長・自治会長会の4月総会において配付する区長・自治会長ハンドブックの中に、区・自治会における神社費等の会計取扱いについてとして記載しており、神社費が区費・自治会費に含まれている場合会計を明確に区別するなど、適切な取扱いをお願いしているところでございます。

しかしながら、区・自治会の運営はそれぞれの地域で主体的に行われているものであり、区費・自治会費の取扱いに関する調査は実施しておらず、把握はしておりません。

三つ目の町の行事と地域の行事や農作業との重なりについての御質問にお答えいたします。

町の行事・イベントにつきましては、多くの方に参加していただけますよう、実施時期を検討し、気候がよい休日や時間帯などを決定し、開催しているところでございます。

しかしながら、行事・イベントによっては、地域や学校行事等と時期が重なる場合がございますので、地域の御意見を聞き、実情を把握しながら、日程を調整させていただくよう努めているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（山村美咲子君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの学校給食費の無償化についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問にお答えいたします。

議員の御質問にございますように、昨年12月議会で、広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正することについて、附帯決議が可決されました。本年3月議会までの取組につきましては、既に御報告させていただいておりますが、それ以降の取組といたしましては、国に対し、他市町村と連携して、令和6年度の予算要望として、学校給食の無償化を要望させていただきました。直接保護者の負担となる賄い材料費等の抑制に向けましては、広陵町食育学校給食納入組合の方々とは1月の協議後、5月にも協議をさせていただき、栄養教諭や調理員の意見を聴取しながら、安価となる使用食材への変更や、食材の大きさを変更して、納入いただき、価格を抑えるよう取り組んでおります。

入札につきましては、以前にお答えしたことと同様となりますが、5校に決められた時刻までに配達するということに対して、応札していただけるのか。入札が不落となった場合でも給食が提供できるのかなどリスクもあるため、現在慎重に協議・検討中であることを申し添えます。

また、引き続き町の広報紙でも学校給食の特集を掲載しており、広報紙を通じて、学校給食の様々なことについて知っていただけるよう取り組んでおります。

以上が途中経過報告となりますが、今後も安全安心でおいしい給食の提供に向けて、取り組んでまいります。

続きまして、二つ目の御質問についてお答えいたします。議員御質問の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を学校給食費の補助に充当しなかった理由といたしましては、小中学校給食費を1か月無償とした場合、約1,350万円必要となり、2学期から無償とした場合、7か月間で9,450万円必要であるため、交付金のほとんどを小中学校の給食費で充当することになることか

ら町立の小中学校に通う子供たちの給食費に限定するのではなく、より広く対象範囲を町内に住む高校生までの子供一人一人に対し、4,000円の補助をさせていただくという内容で決定をさせていただきました。

また、本町におきましては、町独自で小中学校多子世帯学校給食費支援金の補助を行っておりますほか、小学校給食につきましては、米飯加工賃や1食10円の食育補助金を町から補助していることを申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山村美咲子君） それでは、2回目の質問を行っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

基本的なことを最初に伺っておきます。町内のマイナンバーカードの取得率は、全国平均77%と書いてるんですが、どれだけになっておりますか。

○議長（山村美咲子君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年6月4日現在で、広陵町の取得率が75.8%となります。全国では72.6%で、奈良県では75.5%で、全国と県を上回っているという状況でございます。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 何度も何度も受付会場をつくって努力した結果がこういう数字に表れたんだと思いますけど、私はむしろマイナンバーカードを持つということ自体がちょっと危ないんじゃないかと、こういうふうに心配していた側の人間ですから、今から質問する内容について適切にお答えをいただきたいと思います。

それで、私が言うより、毎日の報道で、ひもつけてみたら医療情報が違っていたとか、資格情報が違っていたとか、マイナポイントを付与しようと思って金融機関と照合してみたら家族の名前になって本人の名前になってたとかね。何かそんなばっかりですやんか。そういう大問題があるのに、国会は政府の提案を承認したということになっているわけですよ。これかなり無理があるように思うんです。国会で決めたことを町の責任にするなというのは、小原部長いつも言うてることで、あんた顔に書いてあるから、今日は言いませんけど、それはそれで問題だと僕は思いますけど、それで具体的に国民健康保険の被保険者証を廃止するというふうに言うてるけど、広陵町の裁量で再発行はできないのかということ質問をしたわけです。町長は、しないというふうに言うてるんですけど、何でそんなことになるのかちょっと言うてください。

○議長（山村美咲子君） 小原部長！

○住民環境部長（小原 薫君） ただいまの御質問でございますが、この前、6月2日の国会で改正がありまして、来年の秋に健康保険を廃止してマイナ保険証とするということが決まりましたので、それに基づいて、それ以降につきましては1年間の猶予はありますけれども、紙の健康保険証は使えないという形になります。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 75%というふうに言うてるけれども25%の人はマイナンバーカードを持っていないということです。マイナンバーカードは、任意ですよと、こういう説明を一方でしているんですね。任意だと言われるマイナンバーカードを使って保険証にしないと、こういうことから、論理的に通らないでしょ。片方は強制しながら、片方では任意だと、こういうふうに言うてるわけだから。その点は担当者としてどう思われますか。

○議長（山村美咲子君） 小原部長！

○住民環境部長（小原 薫君） 八尾議員の質問にお答えいたします。

当然、八尾議員おっしゃるとおり、マイナンバーカードの取得というのは任意でございます。取得は当然義務じゃないことで、取得されない方は健康保険証の代わりに資格確認書を発行して病院にかかって受診していただくという形になっております。当然おっしゃるとおりマイナンバーカードを取得するといろんなポイントを付与したり、いろいろなことをして、後押しになってくるというのは百も承知しておりますが、今の段階では任意となりますので、マイナンバーカードを持ってなくても健康保険証は資格確認書で病院のほうは受診できるようになりますのでよろしくをお願いします。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それで、実際に医療機関で、保険診療をしている医療機関と、そうでない診療機関ってありますね。例えば美容整形なんてのがありますけど、あれ保険ききませんわな。だからそれは保険証は要らないわけですよ、任意でやっているから。だけど通常のお医者さんに行ったり、病院に行ったりするときには保険証がないとなかなか治療が難しいということで、だからそうなる。

それでこの保健医療を担っている全国的な組織があるんです。全国保険医団体連合会という団体があるんです。保険医さんばかり、うちは保険使えますよというお医者さんの連合会です。ここが例えば機械がトラブルを起こしてカードリーダーの読み取りができなかったりとか、それから中身を調べてみたら不具合があって、他人様のデータが出てきたとかいろいろなことが考えられるので、止まるから、やってきた人が被保険者かどうかの確認が取れないと。これは経営上の大問題だということで、国会で審議になっているんですね。それに対する総理大臣の回答は、マニュアルを変更したんだということで、その方が被保険者だという確認が取れなくても1割から3割の本人負担をとって、それで後から処理するような形にするんだという答弁をしているんですけども、これはお医者さんにしてみたら、ほんまに金もらえるんかいと、こういうことになるから医療がうまくいかないんですって。だから逆に言うと、ちゃんとした、機械がちゃんと通った保険証を持っていかないと、そういうふうなことができないからお医者さんはそれでガードするんですよ。そういうことになりますやんか。実際にはちゃんと健康保険税を払っているにもかかわらず、たまたまトラブルでそうなったとか、それから登録がおかしかったという理由ではねられている場合があるから、それはどうするんですかということが話題になっているわけですよ。それで紙の被保険者証も念のために広陵町では今対象になっている人全員に発行して、あなたマイナンバーカードをつくっていただいてありがとうございますというふうに言いながら、これ念のために渡しとくわと、もしまさかのときはこれを使ってねと、こういうふうに言うたらどうですかというのが僕の最初の1番目の質問なんです。これはだけど、今部長が言われたように法律で廃止すると決まっているんだから、そうなるよ次の資格確認書というのがあるから、その資格確認書というのは、何が書いてあるかということ、名前、生年月日、被保険者等の記号、番号、これが書いてあって、有効期間は1年間だと。それで一々申請しないとイケないということになっているわけですよ。だけど、最初まだ制度が定着もしていないのに申請しなかったら出さないよというような不親切な行政と違って、今あちこちで問題が起きているわけだから、もう少し丁寧なまちということで、税に対して資格確認書を発行して出すということはできませんかと、こういうことを2番目の質問にしているわけですけどもどうですか。

○議長（山村美咲子君） 小原部長！

○住民環境部長（小原 薫君） ただいまの御質問でございますが、町で勝手にという言い方はおかしいですけども、資格確認書を出すということは今のところ考えてございません。ただ、健康保険証がマイナ保険証と一体化となるのは来年の秋でございますので、それまでに今国のほうでもいろいろ議論されると私は思っております。それに準じて町のほうも従って進んでいきたいと考えております。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 国会の答弁では、今の質問をした議員がおるんですが、それは自治体の判断だと言ってるんですよ。審議があるから、それでまず結論が出るだろうということだから、逆に聞くと、そういう可能性もあるということと考えますよというふうに理解してよろしいか。

○議長（山村美咲子君） 小原部長！

○住民環境部長（小原 薫君） そういう可能性は当然含まれているというのは私も思っています。当然いろんなトラブルがございましたので、国のほうも一定こういう形で資格確認書は全員に出さんと申請のある人に出せという話でございますが、やはり約1年強ありますので、その間でいろいろ変わってくると私は信じております。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そういうことになれば、現下の毎日のようにマイナ保険証の問題で報道されているわけだから、広報こうりょうでこの状況について、今言われたようなところを、僕は不十分だと思うけど、既に全部が決まっているわけではないですと。法律で決まったことは守らなあかんけれども、皆さんが保険医療を受けようとされる際には、何ら不都合なく、医療が受けられるようにするのが責務であるということを広報でちゃんと宣言していただけないですか。

○議長（山村美咲子君） 小原部長！

○住民環境部長（小原 薫君） やはり広報で宣言というか、広報で周知というのは、ほぼ決定したことを載せる必要があると考えております。中途半端で載せるとやっぱり違う方向の解釈をとられる可能性もございますので、ある一定固まったら当然周知をさせていただきたいと。急に当然できませんので方向性が決まりましたら、その都度周知をさせていただく予定でございます。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 住民の苦難を受け止めて、それを支えるのが役場の仕事なんやと、こういう立場に立って、ぜひそういうことも含めて、穴が開かないように、ちゃんとお金を払って国民健康保険税を払っているのに、大事なときになったら証明ができないから駄目だと、そんなことにならないように段取りしていただくように特にお願いをしておきたいと思います。1番目はこの辺りにしておきます。

学校給食費の無償化について質問でございます。

答弁では、いろいろ努力しておられることは書いておりますので、これはこれで受け止めたいと思います。

それから、国のほうでは、自治体が判断して、公費を給食費に投入するということは指定していないよということなんだけれども、まだ広報ではそんなん出てませんね、知らない方がほとんどになっているんじゃないかと思えます。実際問題、お尻のほうに書いてありますけれども、食育の観点で米飯加工には10円の食育補助金を町から出しているだとかいうこともあるんだから、それがどの程度の比重を占めるのかという点はあるにしても、町はそういう意味では柔軟な対応をしていますよということになっているんだろうと思うんですね。

それで議会が求めたのは、町もちゃんと国に対して学校給食費の問題について無償にするように求めていますから、それはそれで議会の方向とも一致しているわけですね。これが町で、国の補助金が確保されるかどうかということがまだはっきりしていない段階で、学校給食費の無償化ができるかどうかという問題がこれから議論されていこうと思うんですけども、見通しとして、これからはどんなことをしたいと思っているんですか、給食費の低減のために、どういうことをされますか。

○議長（山村美咲子君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 学校給食費を抑えるために、どのような取組をとということで御質問

いただきました。

先ほど御紹介させていただきましたように、品物を納入していただいている業者の方といろいろお話をさせていただく中で、やはり納入業者の方々としては、子供たちのために、本当にいい野菜、いい食材、一番いい食材を入れていただくことによって調理員の調理のしやすさであったりとか、もちろん子供たちの栄養に向けても最善であろうということで納入をいただいていたわけですが、調理のしやすさよりもちょっと価格を少し小さいものを納入していただくことで、抑えていただくことで、給食費、賄い材料費を抑えることができるということが分かってまいりましたので、例えばニンジンLサイズを入れていただいていたのをMサイズに変えていただいたりとか、メークインをジャガイモですが、入れていただいていたのを男爵に変えていただいたりというようなことで対応している次第でございます。

あと、ありました入札に関しましては、難しい面はあるんですけども、やはりできるところから進めていけたらというふうに今検討しておるところでございます。

あと、今回交付金に関しましては、直接賄い材料費等への投入というのはできなかったわけですが、やはり国の補助金であるとか、また町の費用も活用させていただきながら保護者の方々の負担にならないように、補助をしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 12月の議会、3月の議会とやっているわけですが、この6月議会に達するまで大きな事件と言えば、県知事選挙でございました。今回の新しい知事さんは、学校給食費の無償ということを政策でも掲げられた方でございます。話し合いがまだされてるのかどうか分かりませんが、教育長、首を横に振っていますからまだしていないんですね、していないということで受け止めておきますが、ちゃんと公約守ってくれということだって言えるわけですからね。県に対して全額と言えないまでも、これまでと比較すればかなりの部分を県のほうで出してよと。それでいろいろ前の荒井知事さんが段取りした政策を見直して、五條でつくる滑走路はやめとこかとか、三宅につくる工科大学はやめとこかとかいろいろお金が浮くような話だって出ているわけですから、そういうのはやっぱり住民の利益のために使ってくださいやということはお願いできるんじゃないかと思うんですけども、そういう考え方に立っていただけないでしょうか、どうですか。

○議長（山村美咲子君） 村井部長！

○教育振興部長（村井篤史君） もちろん県のほうから、また国のほうから補助がいただけるようであれば、それを活用しまして、できましたら保護者はもちろん学校給食の無償化を望んでおられる方も多いと思いますので、それが実現できるかというのは、まだ私の口からは言えないところですが、そういう補助がありましたら、それを活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ぜひお願いしたいと思います。

今なぜこういうことが話題になるのかと。昔であれば、食べるものぐらいのことは、親が面倒を見るべきだという考えもないわけじゃなかった、昔は。けどこれだけ30年間、賃金が上がらず、雇用も非正規労働が中心、こういうことで収入が増えない中で、皆、どうやって暮らそうかと。電気代がまた上がりそうやな、そやなと。涼むところの場所を見つけとかなあかんのちゃうかと、そんな話だってあちこちで出るわけですよ。だから1か月4,000円とかの給食費がばかにならないと、こういう問題だというふうに受け止めて。ここにいる人は、この場にいる人は皆一定の給料をもらっているわけですよ。議員だったら500万円近い給料をもらっているわけや。町長が何ぼもらって



いるのか僕は知らないんですけど、トップだと思いますけど、だからそういうことを貧困というか、ひもじいというか、戦争経験者であれば分かるかもしれないんですけど、戦後の生まれでございますので、厳しい時代も乗り越えてきた我々の世代ですけど、そういうのはやっぱりあると思うんですね。付き合い方もやっぱり違うしと。少子高齢化で、少子化対策でいろいろな人がいろんなことを言うておりますけど、若い人に聞いてみると、子供を持つというのはリスクだというわけです。1人だったら何とかできるけど2人、3人だともうけられないと。金がちゃんと続けられるかどうか分からない。そんな無責任なことはできないとって、子供をつくらぬ理由にしている人はあります、実際問題。だからそういうことを心配しなくても、ちゃんと暮らしが成り立つような、そういう世の中にしていかなきゃいけないわけで、そういうときにやっぱり町が英断を発揮して、給食費を例えば無償にしようということなどで覚悟を決めれば、全国で254やっているということだから、それは大いに参考にさせていただきたいと思います。

大きな都市部でも、これまで奈良県は、山間部はそうだったんですよ。ところが都市部でそういう動きがまだなかったんで、なかなか難しい面があったんですけど、そういうことがいよいよ本格的になってきたという状況の下で、じゃあ、どういう努力をしたんやということになりますから、議会は今年の12月に教育委員会、どういう努力をしてくれたんやと、ちゃんと報告してやと、何やそんなことしかやっていないのかと言われるのか、ようやっていただいたというふうになるのか、それはそういう評価になるわけですから、それはやっぱり注意して、気を入れてやっていただきたいなということで激励をしておきますのでよろしくお願いいたします。

三つ目に行きます。狭隘道路の拡幅対策について。

新しいことが分かりましたね。自分のところの個人の土地の所有であっても、公道に土地を提供している場合に、一定減額する、免除するということは考えられることだというふうな答弁になっております。中には、道路として使っておくんなはれやと言いながら、花壇を一つ置いたりとか、通行の妨げになるようなことをしたら、それはあきまへんで。けども公道に使っていただいて、うちの土地を使っていただいて結構やというところにはやっぱり何らかのお返しといいますか、そういうことだったら町が公道として使うんだったら、これに固定資産税をかけるわけにはいかんですなというのがやっぱり理屈になるんじゃないかと思うんですけども、その辺りの考え方の整理はよろしいですか。どういうふうに整理をしたらいいですか。今のような言い方でよろしいですか。

○議長（山村美咲子君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

町長の答弁でも言わせていただきましたけれども、一般的に公用に供する道路ですね、その場合は、現況を見まして非課税措置にすることができます。公用に供するということは、所有者のほうで何らの制限も設けずに、広く不特定多数の方が通れる道路であると、そういうことが現場で確認できましたら、これは固定資産税が非課税という扱いにさせていただきます。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 新しい説明でございますので、前向きに受け止めたいと思います。

それで今回の議会で、都市計画マスタープランということで、町から提案された議案が出ております。これは5月23日の都市計画審議会でも審議をされまして、採択をされたわけですが、原案に対して審議委員の方から、これまでどんな意見が出ていたのかを一部だけ紹介しておきたいと思っております。在来地の狭隘道路の対策についてどう考えるか。併せて将来増えるであろう空き家を道路として活用するなど有効活用に向けた検討をしてはどうか。今後増えていく空き家の対策が必要だと。狭隘道路について、特に旧村の在来地において、防災の観点から課題である。区域内に一つの減災できる線を

つくるような取組を進めてもらいたいと、これは町が作った資料に、こういうふうに書いてあるんです。それについてももとの案を修正をしまして、町はこういうふうに修正しましたと。この地区においても今後既存住宅などの老朽化や、少子高齢化により空き家等が増加すると見込まれることから、各地域における空き家の状況を的確に収集し、既存ストックの活用に努めますと。何を書いているか僕はよう分からんですよ、はっきり言ってね。もっと具体的に言いますと、幅が1.8メートルあった道路で、お父さんが亡くなって代変わったよとか、売却したよとかいうので建替えをするということになったら、道路の中心線から2メートル下がらなあかんというのがセットバックの内容ですわな。そういうことは多くの方は御存じだろうと思うんです、在来地の場合は大体御存じだろうと思うんです。そのときに、例えば、うちガレージがちょっと古くなって傷んできたので、今回ちょっと修理しようかと思うねんというような場合だってありますやんか。そのときにせやせや前から大字の役員会のほうで、そういうときがあったら、たとえ1メートルでも下がってもらえませんか、こういうお話があったから、お父さんどうしよう、今度下がろうかと、こういう話がこっちでもあっちでもどっちでもいろんなところでそういうことがあって、皆下がっているよと。緊急自動車道もちゃんと通れるようになってきているよと。障がい者施設に送迎のワゴン車などもちゃんと入れるようになりましたよということがあったら、そういうことが既に実際になされているような地域であれば、新たに不動産業者が入り込んできて、ここはセットバックの必要はおまへんねんと。どうぞぎりぎりまで土地を買っておくんなはれと言うたかて、何を言うてはりますねんと。ここはこれだけ狭い道路で、住民の方が苦労しているんだから、売り方についてもちゃんと余裕を持った売り方をしてくださいねと、こういう話になるだろうと思うんです。ところがなかなかそういうふうになっていないんです。二つの大字がモデル地区ということで、狭隘道路の問題について取り組んでいるというふうに言ってるけど、大字がそういう不動産を管理する団体だとは僕は思いませんけど、大字役員会しかないから、そういう意味でお尋ねするんですけれども、そういうことがそれぞれの大字のところでよく議論をされているかどうかということをもう少し事実確認を含めて区長さんに対する働きかけも含めてやってもらう必要があるんじゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 今取り組ませていただいている二つの大字、疋相と大垣内ですけれども、どちらも防災100年計画ということで地元に入らせていただくときに、まちづくりという観点で、まずお話しをさせていただいて、その中で、そういう道路についてどうですかというお話をさせていただいています。皆さんそういう意識は持たれておったんですけれども、実際にそれを計画として持とうということについては、町からの働きかけが一つのきっかけになったのかなということで、自画自賛になりますけど、いい声かけをさせていただいたかなと思っております。

ただ、おっしゃるように不動産会社がどういう取扱いをするかという部分もありますので、協力できない方もおられる可能性もあります。敷地の方位とか、年回りとか旧村ではいろいろなものがあって、うちの村でも敷地の角に木が植えてあって、それ邪魔やなと思ってても、これは方位的にここに木を植えなあかんねんと、ずっと頑張ってはるところもあるので、そういうのも含めて、みんなの思いが道路を広くしようと、防災道路をつくろうと思いに結実するような形で、議論が進むように我々も取り組んでいきたいと思っていますので、そういう意味で全てのところに話をしたんじゃないくて、モデル地区でいろいろ勉強させていただこうということでやらせていただいていますので、これが広がるように持っていきたいなと考えております。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 今、理事が言われた話にもう少し膨らまして言いますと、ごみの回収車、ここにごみを出すから取りに来てくれやと、住民の方が言われるんだけど、どうしても切り返しで

きなくて、こすったりするので困るというのを現場の仕事をしておられる人から私聞いたことがあるんです。そういうところはどうかといたら、ここにごみを出してもらっても回収できませんから、あっちの広いところへ出してもらわんと回収できないと、こういうことがやっぱりあるんですね。だからそういうのはやっぱり個人の問題でありながら個人の問題じゃないので、広い安全に角が曲がれるような、そういうところに、ごく具体的に言うてあげないと駄目なわけだから、それを考えてもらおうと。不動産業者は、何で不動産業者になっているかと思ったら金もうけのためにやっているわけで、利益が出ないような工事をしたら私叱られますねんと、こういうふうに言うのは普通のことなんです。だからあくまでその会社の誠意、それから法人として倫理観、そういうものに訴えて、地元の人が非常に苦労しているんだと、こういうことについてあなたの会社はちゃんと理解してくれる会社だということだったら大いに歓迎するけど、そんなもの理解できるかいなと言われたら困るんやということ具体的にやり取りせんといかんわけですよ。そういうことの話し合いのきっかけに、例えば町役場の都市整備課に、すみません、この道路はセットバックの必要な道路ですか、どうですかと問合せがあったときに、ここは必要のない道路ですよというふうに言っただけでは駄目なんですって。ちょっと待ってくださいよと。ここの大字の区長さんは誰それさんで、前からいろいろ御相談を承っておりまして、幅を中心線から2メートルまで下げてもらわないと車が入ってきませんねんと、ぜひ区長さんの相談に乗ってほしいんですけど、どうでしょうかと、こう言ってもらわなアカんのですけど、言ってくれますか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 常に対応できるかどうかちょっと自信はないんですけども、今地元に入らせていただいている職員みんなはそういう思いを持っていますので、そういう場面に出くわしたら、我々としてもぜひお願いしたいなというふうに考えております。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ぜひ頑張ってください、応援しますから。

4番目に行きます。

これが復命書です。大字だとか、自治会に担当職員さんが来られまして、事の成り行きを見聞きされて、町のほうに報告をすると、その復命書のコピーをこの間頂きました。請求して頂いたんです。中身を見ますと、ここにあるように、中川会長の失言が、これからの自治会の大字の運営についてやっぱり障害になっていると僕は思うんです。こんなこと言ってほったらかしにしているというのは。誰も会長、そんなこと言うたらあきまへんがなと、止める人がなかった。今度7月8日に、広陵町自治基本条例推進会議がありますね。あらかじめ会長に言っていただいて、会長、こないだあなたこんなこと言ってたけど、あれ間違いでっせと、取り消してくださいと、言うてくれませんか。

○議長（山村美咲子君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。八尾議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

ニュアンスとしては、恐らく私もその現場にはいてませんでしたけれども、ただ放っておけというような発言があったということは、以前から八尾議員のほうからお伺いしております。ただ、放っておけという言葉の前提というか、その後には、前担当にも確認をさせていただいたんですけども、無理やり引き込んだり、いろんな形をすれば、やっぱりハレーションが起きると、だからしっかりと理解してもらってから、加入してもらおうべきだというようなニュアンスの発言もあったということは聞いておりますので、会長とはお話をさせていただきますが、私たちの課員、それから私の見解としては、そういう見解でこれからも進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 会長がちょっと変なこと言うんだけど心配せんといてと、事務方がしっかりしてるから、住民参加の自治会活動をつなげるから大丈夫ですよと、こういう返事ですわな。そこまて言われるんだったら結構ですけど。実際には、大変です、これ。80になったから自治会抜けますというわけ。リサイクルの活動のところに行って、朝方早く行って、早い人は6時半ぐらいに行くわけですよ。広げて、回収車が来て、片づけると。大体2時間ぐらいかかるのかな。冬場だと真っ暗けのときに、夏場だと暑い最中に、若い者だったらまだ何とかできるんだけど、できないというわけですよ。そうするとシルバーに頼もうかなと、いろんなことの話が出て、そうすると自主的な活動ということになるのかどうかという問題だってあると、こんなことになっているわけです。

これ、見てたら町長、副町長のところに斜線入ってます。これ部長止まりですか、町長、副町長は読んでないの、これ。どないなっているんですか。

○議長（山村美咲子君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。

この会議結果報告書につきましては、地域担当職員が会議に行って報告をするものなんですけれども、ほかの地域担当職員も複数制になっておりますので、複数の地域担当職員が見まして、それからサブリーダーが見まして、それから地域リーダーが見て、担当部長まで回るという形になっておりますので、決裁としては、副町長、町長は回っておりません。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） じゃあ、すみませんが、副町長はそのことについてどういうふうに考えておられるのか。

○議長（山村美咲子君） 松井副町長！

○副町長（松井宏之君） お答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほど八尾議員のほうから質問するということでお伺いしまして、復命の関係をちょっと調べましたら、今おっしゃったとおり、副町長、町長、決裁が回っていなかったというところがございます。その辺担当のほうにも確認しましたが、やはり各地域担当職員、上がってきた部分については部長までの決裁でして、いろいろな問題のある分については各課との調整は十分できておるというところがございます。

あと、私、副町長また町長に報告するまでの大きな案件等出てきましたら、当然それは、担当の部長のほうからあるかと思えますけれども、今のところ小さい部分で処理をしているというところで理解はしておりますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 理解せえと言われても理解できないこともあります。

常時でなくてもいいから、3か月に1回ぐらいは、そんなファイルがあるんだったらちょっと見せよというぐらいのことで、見られるぐらいは見てもらって、どの村で、どの自治会で、どんな問題が起きているのかということにやっぱり対応して、町の側も丁寧な対応しなきゃいけないし、それから神社のことを書きましたけれども、これははっきり言って萱野なんです。すみません、私あそこへ共益費払ってますから決算書が届くんです。神社費用というのでちゃんと決算書に載ってくる。オープンにしておられる。だけど神道の信仰をしている人だけじゃないから、だからそれはそういう問題がやっぱり起きるんじゃないですかということの問題提起をしております。それをどういうふうに解決されるかは、大字のほうで決めていただいたらいいことなので、私がどうのこうの言う話ではないと思えます。だけどそういう問題にやっぱり気がついたら、これ大丈夫ですかと、そういう問題起きますよということだと言っておかないと、町は今のところ自治会や大字を公的な存在ということで、対応しているようですけども、任意の参加団体だと、だからほっとこうという側面と、いやいや大事

な組織だからちょっと関与しようということと中途半端になってますね。だから問題の性格をもうちょっと整理する必要があるので、原理原則問題は、やっぱり氏子総代の組織をちゃんとつくって、その別決算にして同じペーパーに載せとくとか、監査もちゃんと受けるとか、そういうようなことだってやっていただかなきゃいけないわけだから、そういう基本的なハンドブックがあると僕初めて聞きましたけど、ハンドブックまた読ませてもらいますけれども、そういうことについてきちんと対応しないと、自治会から言われたり、大字から言われたりすると、なかなか住民は物が言えるかといったら、物が言えないことになりかねない。会費の変更などがあって、従来からの会費が下がる人はいいんですけど、上がったりとすると、もうやめとこかというようなことだって起きかねない、そういう感じがありますから、自治会に加入して、あるいは大字に参画をして、村のいろんな行事や、いろんな取組について話し合いながら生活しようやないかというふうな人を1人でも2人でも増やしていかなきゃいけない、そんな時代になってますから、そこら辺りもう少し丁寧な対応をしていただきたいと思っているんですけど、これは自治会、大字の担当といったらどこになりますか。企画部になりますか、総務部になりますか、どちらになりますか。まちづくりのほうですね。恐れ入ります。ちょっともう一度言っていただいたらいいと思います。これから自治会とどういうお付き合いをしようと思っているのか、ちょっと教えてください。

○議長（山村美咲子君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。自治体担当は地域振興部でございます。

ハンドブックというのは、各それぞれの大字の区長さんに、4月にはいつも渡させていただいてるところでございます。そこにやはり神社費等の会計の取扱いについてということも参考までに載せさせていただいています。やはりそういう問題というのは提起されておりますので、ここはしっかりと皆さんには周知をさせていただいております。ただ、いろんな大字がございます。いろいろな問題も各大字で起こっているのは事実でございます。それを把握して、いろんな情報共有をしながら、どういうふうに進んでいったらいいのかということところは、しっかりと区長・自治会長会で意見交換会というのをさせていただいておりますので、そこで問題提起させていただいて、しっかりと意見交換させていただいて、いい方向に皆さんが向かっていただくように、日々私たちも支援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 自治会の問題、区・自治会の問題、本当にだんだん深刻な方向に向かっているというのは、危機的に感じております。私は、地域担当職員制度を導入してるのも、コミュニティを大事にしようと、やはり大字・自治会の皆さんの協力がなければ行政が進まないということでございますので、いろいろな角度から支援もさせていただいておりますし、提案もさせていただいて協議をしているわけでございます。先ほど部長止まりの決裁というのがございますが、やはり経営会議、幹部会議をやっておりますので、いろいろな課題はそこに上がってまいりますので、我々が判こを押している、押していないにかかわらず、情報共有しているということは御理解いただきたいと思います。

ある自治会で、私にも相談がございました。私は役員をせないかんのですけれども、年がいったので、やりたいんですけど体がいうことを聞かないと。それで自分が費用を払ってでも、役員の業務を果たしてもらえない方法はないですかと、役場に相談があったという、そんな住民の方もおいででございますので、やはり地域のことは大事に、そこに住んでいるということで、協働意識は持っておられる方が結構おられるということも思っておりますので、そのことをちょっと紹介したかったので、よろしく願いいたします。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 町長が発言したので、私もちょっと言わせてもらいます。

善意の方がおられますから、そういう方々のお力を束ねて、これからの広陵町を支えていただこうと、こういうことは私も賛成ですから、そういう人が活動をしやすいようにするためにはどうしたらいいか。自治会に入りたくないなと思う人は、いや、考え直したらいいなと思うようなことにはどうしたらいいのか、そこら辺りをもっと具体的に検討していただいて、改善していただくのが希望でございますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（山村美咲子君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。